

2009年8月13日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

防災行政無線の運用管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2009年8月3日付けで諮問（第399号）された防災行政無線の運用管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯について

現在、本市では市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減するため、防災行政無線を活用し、津波注意報等の緊急放送

及び光化学スモッグ注意報等の一般放送を行っている。

また、子どもや高齢者などが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、携帯電話を活用した防犯対策システムの運用等の取り組みを行っている。

しかしながら、藤沢警察署及び藤沢北警察署（以下「警察署」という。）に対する幼児、高齢者等の行方不明者にかかる捜索の依頼は平成19年中に423件、平成20年中に404件と、1日1件を超えるペースで発生している。また、子どもや女性を狙った不審な声かけ事案も発生しており、子どもと女性を犯罪から守る対策をとる必要が生じている。

こうした中、警察署より、行方不明者の捜索や不審者に対する注意喚起のため、防災行政無線による広報の依頼があり、防災行政無線を利用した防犯協力体制の確立を図ることを検討している。

行方不明者の捜索に関しては、対象者にかかる情報を不特定多数の人々に広報するものであり、必要に応じて、氏名、年齢、住所、性別、身体的特徴、服装等の対象者個人を特定するための情報を広報することが必要となる。

また、広報については警察署から依頼がくるものであり、前述の情報については対象者本人から取得するものではない。

さらに、防災行政無線を利用して放送を行う場合、放送を聞き逃した方が電話でその内容を聞くことができるよう、放送したメッセージを電話応答装置に登録することが必要となる。

そこで今回については、①広報にかかる個人情報について、本人以外から収集すること及び本人以外から収集することに伴う本人通知の省略について、②放送したメッセージをコンピュータ処理することについて諮問するものである。

(2) 本人以外から個人情報を収集する必要性について

本件は、警察署より行方不明者の捜索依頼があった場合に防災行政無線による広報を行うものであり、行方不明者に関する個人情報については、警察署が捜索願を提出した人（以下「捜索依頼者」という。）から収集したものとなる。

また、捜索の対象となる行方不明者から直接、個人情報を収集することは不可能であるため、本人以外である警察署から情報を収集することが必要となる。

さらに広報の依頼を受ける場合においては、警察署より放送依頼書を提出してもらい、それと同時に、警察署が捜索依頼者より得た個人情報公開同意書（防災行政無線によって個人情報に係る広報を行うこと及びそのために藤沢市に個人情報を伝達することについての同意）を添付することとする。

また、対象とする捜索願については、その捜索依頼者が行方不明者の家族共同体構成員であり三親等以内の者であった場合とする。

(3) 収集する個人情報の項目

本件において収集する個人情報の項目は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 年齢
- ウ 住所(町丁字名まで)
- エ 性別
- オ 身体的特徴
- カ 服装

(4) 本人以外から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について
本件は、行方不明者の捜索を目的としているため、事前に本人に通知することは不可能である。そのため、本人通知については省略することになる。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防災行政無線による広報については、2回同じ内容を繰り返すこととしているが、これまで内容がよく聞こえないなどの問い合わせが数多く寄せられていることから、電話で話した内容を聞くことができるサービスの運用をしている。その運用については、防災行政無線の操作卓の横に電話応答装置を設置し、放送したメッセージをデジタル化して蓄積している。蓄積したメッセージは、放送日翌日の午前5時に全て消去することとしている。

本件についても、行方不明者に係る情報の伝達を確実に行うため、電話にて放送内容を聞くことができるサービスを行う必要がある。そのため、コンピュータによる処理が不可欠であると考える。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

次に上げる項目の中で、防災行政無線による広報に含まれるもの。

- (ア) 氏名
- (イ) 年齢
- (ウ) 住所(町丁字名まで)
- (エ) 性別
- (オ) 身体的特徴
- (カ) 服装

ウ システムの機器構成

別紙 電話応答装置仕様書のとおり

エ 安全対策及び日常的な処理体制

コンピュータ処理については、電話応答装置で行うものであり、同装置は防災行政無線操作卓横に固定している。また、防災行政無線操作卓は、災害対策課事務室内に設置しており、部外者が容易に立ち入れないようになっている。また、休日夜間等については、災害対策課事務室を施錠管理している。

オ 安全対策について

個人情報の記載された放送依頼書及び個人情報公開同意書については、事務終了後速やかに鍵のついた保管庫に管理し、1年間保存する。保存期間が終了したものについては、シュレッダーにおいて裁断した後廃棄する。

(6) 実施時期

2009年10月1日午前8時以降依頼があったときから実施する予定である。

(7) 提出資料

- | | |
|--|--------|
| ア 個人情報取扱事務届出書 | ・・・資料1 |
| イ 行方不明者の捜索及び不審な事案に係る藤沢市防災行政無線活用に関する覚書（案） | ・・・資料2 |
| ウ 放送依頼書（案）（第1号様式） | ・・・資料3 |
| エ 個人情報公開同意書（案）（第2号様式） | ・・・資料4 |
| オ 放送文（案） | ・・・資料5 |
| カ 電話応答装置仕様書 | ・・・資料6 |

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

本件は、警察署より行方不明者の捜索依頼があった場合に防災行政無線による広報を行うものであり、行方不明者に関する個人情報については、捜索依頼者から収集したものとなる。

また、捜索の対象となる行方不明者から直接、個人情報を収集することは不可能であるため、本人以外である警察署から情報を収集することが必要となる。

さらに広報の依頼を受ける場合においては、警察署より放送依頼書を提出してもらい、それと同時に、警察署が捜索依頼者より得た個人情報公開同意書（防災行政無線によって個人情報に係る広報を行うこと及びそのために藤沢市に個人情報を伝達することについての同意）を添付することとする。

また、対象とする捜索願については、その捜索依頼者が行方不明者の家族共同体構成員であり三親等以内の者であった場合とする。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本件は、行方不明者の捜索を目的としているため、事前に本人に通知することは不可能である。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理を行う必要性

防災行政無線による広報については、2回同じ内容を繰り返すこととしているが、これまで内容がよく聞こえないなどの問い合わせが数多く寄せられていることから、電話で話した内容を聞くことができるサービスの運用をしている。その運用については、防災行政無線の操作卓の横に電話応答装置を設置し、放送したメッセージをデジタル化して蓄積している。蓄積したメッセージは、放送日翌日の午前5時に全て消去することとしている。

本件についても、行方不明者に係る情報の伝達を確実にを行うため、電話にて放送内容を聞くことができるサービスを行う必要がある。そのため、コンピュータによる処理が不可欠であると考えられる。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

コンピュータ処理については、電話応答装置で行うものであり、同装置は防災行政無線操作卓横に固定している。また、防災行政無線操作卓は、災害対策課事務室内に設置しており、部外者が容易に立ち入れないようにしている。また、休日夜間等については、災害対策課事務室を施錠管理している。物理的に入退室を制限した区画内においてコンピュータ処理を行うとともに、当該区画への入退室について要員の制限を行い、個人情報保護に係る安全対策を実施する。

個人情報の記載された放送依頼書及び個人情報公開同意書については、事務終了後速やかに鍵のついた保管庫に管理し、1年間保存する。保存期間が終了したものについては、シュレッダーにおいて裁断した後廃棄する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上